

広島県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十二年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
河野 国晴	尾道市高須町四七九二番地二コーポサンプレスB一〇三	治療院一休さん	尾道市高須町四七九二番地二コーポサンプレスB一〇三	はり・きゅう	平成二十二年三月二二日
河野 国晴	尾道市高須町四七九二番地二コーポサンプレスB一〇三	治療院一休さん	尾道市高須町四七九二番地二コーポサンプレスB一〇三	あん摩マッサージ	平成二十二年三月二二日
永井 和彦	尾道市向東町三五七七番地五―二号	和鍼灸院	尾道市向東町三五七七番地五―二号	はり・きゅう	平成二十二年四月二一日
池田 達夫	東広島市西条町寺家七一六番地五五	いけだ整骨院	東広島市西条中央七丁目一五番二二号	柔道整復	平成二十二年三月二一日
主枝 昌史	安芸郡坂町小屋浦三丁目一番一二号	ぬしえだ接骨院	安芸郡坂町小屋浦三丁目一番一二号	柔道整復	平成二十二年四月一日
中川 健	安芸郡府中町鶴江二丁目一〇番四一号サンビレッジ府中A二〇三号	中川 健	安芸郡府中町鶴江二丁目一〇番四一号サンビレッジ府中A二〇三号	はり・きゅう	平成二十二年三月二一日